

令和6年度佐倉市指定管理者審査委員会現地見学記録

日時	令和6年5月20日（月）午後2時20分～午後4時30分	
場所	ヤングプラザ 草ぶえの丘 飯野台観光振興施設 男女平等参画推進センター	
出席委員	八木直人委員長、藏田幸三副委員長、木内寛之委員、近藤利砂委員、吉光孝一委員	
施設所管課	こども政策課	長谷川副主幹、落合主査補
	農政課	和田部長、高橋課長、八角副主幹、村上主査補（草ぶえの丘 田辺園長）
	佐倉の魅力推進課	柴田課長、熊倉主査、宮永主査、包國主査補
	自治人権推進課	近田副主幹、橋本主任主事
事務局	資産経営課	谷田部課長、橋本副主幹、實川主査補、金田主任主事

1 現地見学

- ・令和6年度の審査対象となるヤングプラザ、草ぶえの丘、飯野台観光振興施設、男女平等参画推進センターの見学を行った。
- ・各施設において、施設の基本情報、設置目的、経緯、利用状況、管理運営状況等について施設所管課から説明。

<質疑・意見等>

（○：委員質疑 ◎：委員意見 →：施設所管課・指定管理者回答）

（1）ヤングプラザ（施設所管課：こども政策課）

- 音楽練習室は無料か。大人も同じ条件で使用できるのか。他に音楽を練習できる施設はあるのか。
→無料で使用できる。大人も同じ条件で使用できるが、予約は子どものほうが早くできるようにしている。ミレニアムセンター佐倉にも練習できる部屋があるがそちらは有料である。

- 音楽練習室は個人での使用も可能か。
→可能である。
- 音楽練習室はいつ頃から稼働しているか。
→平成10年から。

(2) 草ぶえの丘（施設所管課：農政課）

- 農業振興のノウハウが必要ということか。
→必要である。
- 市民の森も使用できるか。今は活用されているか。散歩するくらいか。
→使用可能。今は活用されていないが、指定管理者の提案に期待している。
- 増田家は活用されているか。
→今は展示物として活用されている。法規制があり、活用に制限がある。
- 施設ごと、部屋ごとの利用実績は提示可能か。
→確認する。

(3) 飯野台観光振興施設（施設所管課：佐倉の魅力推進課）

- キャンプサイトについて、場所が決まるのは予約時か。
→場所が決まるのは受付時である。
- 市内の利用が多いか。市外だとどこからの利用が多いか。
→市内は半分くらい。市外は県内が多い。
- 昼はどのように過ごすのか。
→周辺のふるさと広場や草ぶえの丘を利用する方が多い。
施設内のテニスコートを利用する方もいる。
- 企画などはしているか。
→今はしていない。以前は手ぶらでバーベキューをしていた。

(4) 男女平等参画推進センター（施設所管課：自治人権推進課）

- 男女「共同」と男女「平等」は何か違いがあるか。
→大きな違いはない。平成15年の男女平等参画推進条例を制定する際に、佐倉市は「平等」が重要と捉えていた。
- 団体の登録数はどれくらいか。
→登録は14団体。令和5年度は登録以外も含めて延べ400団体が利用した。
- 相談の件数はどれくらいか。
→令和5年度は女性のための相談が延べ169名、法律相談が37名。

- 学習室について、令和3～5年で利用時間の枠が変わっているか。
 - 令和3年度まで2つの枠で集計していたものを、令和4年度から3つの枠で集計している。しかし、真ん中の午後12時～午後5時の枠は実際には集計しておらず、不要と思われる（削除する）。
- 日中と夜とではどちらが利用が多いか。
 - 日中の方が利用が多い。
- 子育てセンターや包括支援センターとの連携はどうか。
 - 場所を案内することはある。また、講師の相談をすることがある。

以上